

## 本学における新型コロナウイルス感染症予防対策の見直しについて (令和5年6月19日付)

学長 岩崎 恭典

5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類変更に伴い、本学が実施してきた感染予防対策を下記とお見直しします。しかし、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありません。また、インフルエンザも流行しています。引き続き、これらの感染症には十分気を付けてください。

### 記

#### 1. マスクの着用は個人の判断とします。

学内におけるマスクの着用は、原則として個人の判断とします。

但し、いつでも着用できるようにマスクは「常時携帯」するようにお願いします。

#### 2. 感染した場合は教学課に連絡してください。

感染が確認された場合は、すみやかに大学教学課にご連絡ください。

なお、感染症に罹患した場合の欠席は公認欠席（公欠）扱いになります。

#### 3. 教室等における感染予防

○現在実施している教室等における座席数の制限や座席指定は、原則として前学期中は継続します。

○教室等の換気については、対角線上にある窓あるいは扉を5cmから15cm程度開けることにより「自然換気」を行ってください。

○小さな教室での授業、大人数の受講生がいる場合、発表など発話の機会が多い場合などは、窓等を全開にし、空気の入替えをすることを推奨します。

#### 4. 感染予防関連設備、掲示等

○学内の事務所等の受付にあるパーテーションは、設置部署の判断により設置あるいは撤去します。

○入口等に設置している手指消毒液は必要最低限の数に減らします。

○入口にある体温測定器の設置は前学期で終了します。

○感染防止に関連した入館制限などの掲示は撤去します。但し、感染防止を呼び掛ける啓発ポスター等は引き続き掲示します。

○清掃業者等による消毒を終了し、通常の清掃とします。

以上